



～御正新田でマス釣り大会～

5月4日御正新田地区で昨年続きマス釣り大会が農業用水路をせき止め行われ、集った300人からの子供や大人も釣れ上がるたび歓声をあげ、一日を楽しみました。

こうなん

広報

No.170

昭和61年6月1日

～おもな内容～

- 選挙特集号……………2～3
- 保健婦だより……………4
- 図解・交通安全・バイク編……4

6月

〔5月1日現在人口〕

男 5,236人 女 5,300人 計 10,536人
世帯数 2,715

同日選挙・投票日は7月6日

開票は翌日

選挙はあなたが主役です!!

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

参議院

選挙区選出議員通常選挙
比例代表選出議員通常選挙

衆議院議員総選挙並びに、最高裁判所裁判官国民審査と、参議院議員通常選挙（選挙区選挙Ⅱ旧地方区選挙と、比例代表選挙Ⅱ旧全国区選挙）は、次により行なわれます。

公示日と投票日

公示日：衆議院議員総選挙

6月21日

公示日：参議院議員通常選挙

6月18日

投票日は七月六日(日曜日)

衆参両選挙の投票日は、七月六日(日曜日)です。

投票時間は、午前7時から午後6時までです。

選挙公報・入場券の配布

候補者の経歴、政見が書かれた選挙公報や、投票所入場券は、投票日の前日までに、みなさまのお手元にお届けいたします。

選挙人名簿の登録基準日

今回の選挙にあたり、新しく選

町内の各投票所	
投票区	投票所
第1投票区	集出荷所(成沢)
第2投票区	江南北小学校体育館内(三本)
第3投票区	板井研修センター内(板井)
第4投票区	江南南小学校体育館内(小江川)
第5投票区	坂上公民館内(成沢坂上)

投票できるかた

- 一 昭和41年7月7日以前に生れたかた。
- 二 昭和61年6月20日(基準日)までに、引続き3ヵ月以上江南町に住所があるかた。
- 三 江南町の住民基本台帳に、昭和61年3月20日以前から記録されているかたとなっております。

◆なお、江南町に転入して、3ヵ月以上にならない選挙権を有するかたで、(3月21日以降転入)従前の住所地の選挙人名簿に登録されていれば、従前の住所地の投票所で投票できます。

また、江南町から転出したかたで(3月6日以降転出)、転出した先の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、江南町の従前の投票所で投票できます。



不在者投票制度

投票日の当日、やむを得ない用事のため、投票所に行けないかたのため、例外として、投票日前に投票できる不在者投票制度があります。

この場合、宣誓書に理由を書き、印かんを押していただきます。宣誓書は、不在者投票所に準備してあります。なお、不在者投票の出来る期間

は、6月18日(参)と21日(衆)から7月5日までで、午前8時30分から午後5時までです。

選挙人名簿の縦覧

選挙時登録を6月20日に行ないませんが、今回新しく登録されるべき人が、誤りなく登録されているかどうか、みなさまに見ていただくために、選挙人名簿の縦覧を行います。

投開票速報

この名簿の縦覧期間は6月21日から6月22日までの2日間、朝8時30分から午後5時まで、町役場で行ないます。

投票当日の投票者数や投票率などを約二時間おきに、防災無線で放送する予定です。

開票速報は、衆議院議員選挙だけ一時間おきに行なう予定です。

開票の参観

開票所が狭いため、開票の参観人数を十名程度に制限させていただきます。

なお、参観人の決定は、先着順とし、開票所の入口で参観券をおわたしいたしますので、それを受けとった後に会場へ入場させていただきます。

みんなそろって投票しましょう

現在の民主政治は、いまさら申し上げるまでもなく、間接民主制を中心としておりますので、代表者の役割は、たいへん重要です。私達の意見や要望は、今のしくみでは、代表者の手を通じないかぎり、政治に反映させることがむずかしいからです。

棄権して誰に まかせる国のかじ

私達は主権者で、国の政治の主人公ですが、原則として、選挙を通じてしか、国政に参加できません。

この七月六日(日曜日)に行なわれます。衆議院議員総選挙と、参議院議員通常選挙を通じて、国の政治に参加できる大切な日です。そして、私達の代表者として、適任者が選ばれますが、この代表者は、一人でも多くの支持により選出されることが一番望ましいことだと思えます。

投票日には、是非、みんなそろって投票いたしましょう。

投票の順序

今回の選挙は、衆参両議員の選挙を同時に行なうこととなります。

投票区名	男	女	計
第1投票区	575	623	1,198
第2投票区	743	745	1,488
第3投票区	606	674	1,280
第4投票区	825	834	1,659
第5投票区	853	802	1,655
合計	3,602	3,678	7,280

- (1) 最初に衆議院議員選挙の投票
 - (2) 次に、最高裁判所裁判官の国民審査の投票
 - (3) 次に、参議院議員埼玉県選出議員選挙の投票
 - (4) 次に、参議院議員比例代表選挙の投票
- このように、四回投票を行なうていただきます。

選挙人名簿登録者数
6月20日見込みの選挙人名簿登録者数は、次のとおりです。

よく確かめて 投票しましょう

7月6日に行なわれる選挙は、四つの投票を行ないますので、投票用紙をよくご覧になり、お間違いのないようお願いいたします。せつかくの投票が、無効票にならないように、衆議院と参議院の選挙区選出議員選挙(旧地方区)の候補者名を取り違いませんか。

投票用紙の記載は

投票用紙の記載にあたりましては、特に次の点に、ご配慮ください。

- 衆議院選挙と参議院選挙区選出議員選挙(旧地方区)の場合
- (一) 候補者氏名は、欄内に一人、はつきり書いてください。
- (二) 候補者でない者の氏名や、その他のことは書ないでください。
- 最高裁判所裁判官の投票の場合
- (一) やめさせたいと思う裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に、×の記号を記載してください。
- (二) やめさせたくない裁判官については、記載欄に何も記入しないでください。

- 参議院議員比例代表選挙(旧全国区)の場合は、政党名を
- (一) この選挙は五十八年に全国区制が改正され、現在の比例代表制となりましたので、投票の記載にあたりましては、候補者個人に投票するのではなく、政党に投票いたしますので、政党名をはつきり記載してください。

前回投票率

七二・四七%

前回行なわれました衆議院議員通常選挙は、昭和五十八年十二月十八日の大変寒い天候で、投票率の低下が心配されましたが、有権者の方々の関心が高く、七十二・四七パーセントとなりました。各投票区別、男女別の投票率は次のとおりです。

- 第一投票区：七六・五七%
- 第二投票区：七三・〇一%
- 第三投票区：七二・八二%
- 第四投票区：七三・七三%
- 第五投票区：六六・九二%
- 平均男女別
- 男：七四・四八%
- 女：七〇・四九%

ポスター掲示場

衆参両院選挙が始まりますと町内三十八個所に、ポスター掲示場が設置されます。場所等提供いただき、ご協力に深く感謝申し上げます。江南町選挙管理委員会

選挙と小話

初めて弓をならうとき弓の先生は、「二つの矢を持つてはいけません。もう一本あるからとおろそかになります。この一本の矢でと、心を定めて射なさい」と教えたという。

一本の矢

またの機会があるわい……とおろそかにするついに機会をのがしてしまおう。(つれづれ草)



選挙を正しく、良い政治をと、一本の矢をつがえて、一本だけで、幸福のマトを射落したいものです。

保健婦だより



おります。

おしっこを取り方について

正常なお子さんでも、おしっこの取り方や、ちょっとした身体の具合で、おしっこに変化が起きてしまいますので、次の二点に注意して、尿検査を受けて下さい。

一、検尿に影響がありますので、

ビタミンCを含んだ薬やジュ

ース類は前日の夕食後より飲

食させないで下さい。

二、おしっこの出始めの部分をさ

け、中ごろ(中間尿)のおし

っこをとって下さい。

江南町では、三歳児健診を今年

度は九月に行なう予定です。

江南町の特徴は、受診率が他市

町村よりも高く、昭和59年度では

熊谷保健所管内で第一位(受診率

八十六・六%)でした。

町民の皆様健康に関する関心

の深さの現われだと思えます。

今年も、一人でも多くのお子さ

んが受診されますよう、御家族の

皆様の御協力をお願い致します。

なお、今年の健診対象児は、五

十七年九月一日から五十八年八月

三十一日生れの方です。

健診対象児の方には、後日、役

場よりハガキ等で通知致します。

今回は、三歳児健診についてお知らせ致します。
昭和三十六年より、母子保健法に基づく三歳児健康診査が、毎年行なわれていますが、この時期は人間の生涯で心身の発達、成長が非常にめざましいことと、また基本的なしつけや日常生活上の訓練を始めるのに最もよい時期でもあるといわれております。
昭和六十一年度より従来の三歳児健診に、尿検査と一部問診項目が追加されることになり、一層充実した健診内容となりました。
現在、小・中学校では年一回尿検査が実施されておりますが、同じ目的で三歳児健診において実施されることになりました。

尿検査の目的は、お子さんの隠れた腎臓の病気を悪化する前に早く発見し、早期治療を目的として



家族で話し合おう



交通安全・バイク編



〈注〉「S」マークはSafetyの略。通商産業省が安全性を認めたもので、自動二輪用のヘルメットにこのマークを付けることが義務付けられています。

バイクを運転中に交通事故で死亡した人の64.5%は頭や顔を強く打って死亡しています。このことから、ヘルメットをかぶらないことがどんなに恐ろしいことかよく分かります。

損傷部位別の死亡率



また、7月5日からは、ミニバイク(排気量50cc以下のバイク)に乗るときもヘルメットの着用が義務付けられます。

まだヘルメットを持ってない方は「JIS」や「S」マークの付いたものを選びましょう。工所用安全帽は、

二輪乗車用ヘルメットではありませんので使わないでください。

また、ヘルメットを有効に使うために、次のような点に注意してください。

- ①あみだにかぶったり、目深にかぶらない。視野が狭くなり、危険なものの発見が遅れます。
- ②あごひもは必ず、しっかりと締める。あごひもを締めてないと、事故のときヘルメットが飛んでしまい、頭を守れません。バイクに乗るときは、必ずヘルメットをかぶる——これをぜひ習慣にしてください。

頭を守る「命綱」ヘルメット

これは、二輪車運転中ヘルメットをかぶっていないため、頭を強く打って死亡する事故が多いからです。
ミニバイクやオートバイに乗る時・乗せる時は、必ずヘルメットを着用して下さい。

お誕生おめでとう

(敬称略・()内保護者)

(五月中届出)

種 春

滝田洋一郎 長男(光太郎)

高田 香里 長女(正明)

板 井

齊藤 裕理 長女(知)

押 切

神田 将宏 長男(洋三)

塩

中島 利文 二男(清)